

基本的考え方

- ◇ 外国大学とのジョイント・ディグリーについては、学位に対する各国の法制度の違いから、国際的に確立した制度はなく、各国・各大学が手探りで進めているところ。
- ◇ そのような中で、我が国の大学の国際的プレゼンスを高め、今後の高等教育における国際的なルール・メイキングを主導していくためには、積極的に、フィージビリティのあるジョイント・ディグリーについての制度設計を打ち出していくことが重要。

外国大学が授与する学位の扱い

- ◇ これまで、ジョイント・ディグリーの普及においてネックとなってきたのは、外国大学による学位授与を、国内の学位授与として整理するかどうか、という論点。
- ◇ この点、大別して、下記の二通りの考え方が想定される。
 - (ア)外国に所在し、外国の法制度に基づいて認可を受けた外国大学を、我が国の制度においても認可対象とする
 - (イ)外国大学による学位授与を、国内の学位授与から切り離し、あくまでも我が国の大学が授与する学位とする。
- ◇ (ア)の考え方は、国家間で学位に関する法制度が異なり、かつ、属地主義の制約がある中、速やかに実現することは困難。
- ◇ 一方、(イ)の場合には、あくまでも日本の学位としての扱いとなるため、国家間での法制度を調整する必要がなく、できる限り早期にフィージビリティのあるジョイント・ディグリー制度を実施していくためには、(イ)の考えに基づいた制度設計が適当。

ジョイント・ディグリー制度のイメージ(大学院修士レベルの場合)

○大学院の工学研究科(4専攻)において、2つのJDプログラムを設定する事例。



ジョイント・ディグリーを実施する組織体制

基本理念①

(ジョイント・ディグリーの趣旨)

- ◇ ジョイント・ディグリーは、**外国大学との協議・連携を通じて設計された体系的な教育プログラムを履修し、所定の学位授与要件を満たしたことで得られる学位。**
- ◇ 大学が、学位授与に加わるためには、**教育プログラムを共同で設計するとともに、一定の単位修得や研究指導など実際に学生の指導に加わり、卒業判定や学位審査において、責任をもって判断**できることが前提。

基本理念②

(ジョイント・ディグリーの国際的通用性)

- ◇ 授与される共同学位は、**国際的に通用性のあるものであることが必須。**そのため、**外国大学が当該国において適切な学位授与権を有していることが前提。**
- ◇ また、日本国内の学位授与要件を満たしているだけでなく、**相手国においても、学位授与要件を満たしていることが必要。**

基本理念③

(ジョイント・ディグリーを実施する組織体制)

- ◇ 外国大学との共同プログラムの実施に際しては、**教育プログラムの運営や学生の研究指導・学位審査、在籍管理等について、責任をもって管理・対応できる組織体制の整備が不可欠。**

基本理念④

(適切な質保証と活用できる制度設計の両立)

- ◇ 国及び認証評価機関においては、共同学位の国際的通用性の担保や学生の教育環境の確保の観点から、各大学における学位授与が適切に行われるようチェック(**設置認可、認証評価**)していくことが必要。
- ◇ 現在、各大学で構想されているジョイント・ディグリー制度が、既存プログラムをベースとしながら、外国大学のリソースを活用しながら、比較的少数の学生を対象として実施するプログラムであることを踏まえて、**設置認可の要件は最小限のものとする。**
- ◇ **大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に、ジョイント・ディグリー等に関する専門の審査組織を設けるとともに、年間を通じた随時申請を認めるなど、スピーディな設置認可手続。**

プログラムの共同性

基本理念①

(ジョイント・ディグリーの趣旨)

- ◇ ジョイント・ディグリーは、**外国大学との協議・連携を通じて設計された体系的な教育プログラムを履修し、所定の学位授与要件を満たしたことで得られる学位。**
- ◇ 大学が、学位授与に加わるためには、**教育プログラムを共同で設計するとともに、一定の単位修得や研究指導など実際に学生の指導に加わり、卒業判定や学位審査において、責任をもって判断**できることが前提。



【教育プログラムの共同性】

○ 授与する学位に応じて、構成大学による十分な協議を踏まえて、体系的な教育プログラムが構築されていることが必要。

【単位の修得要件】

○ 学位を授与するためには、**日本の大学で一定以上の単位**(例:学部62単位以上、大学院10単位以上)を修得することが必要。

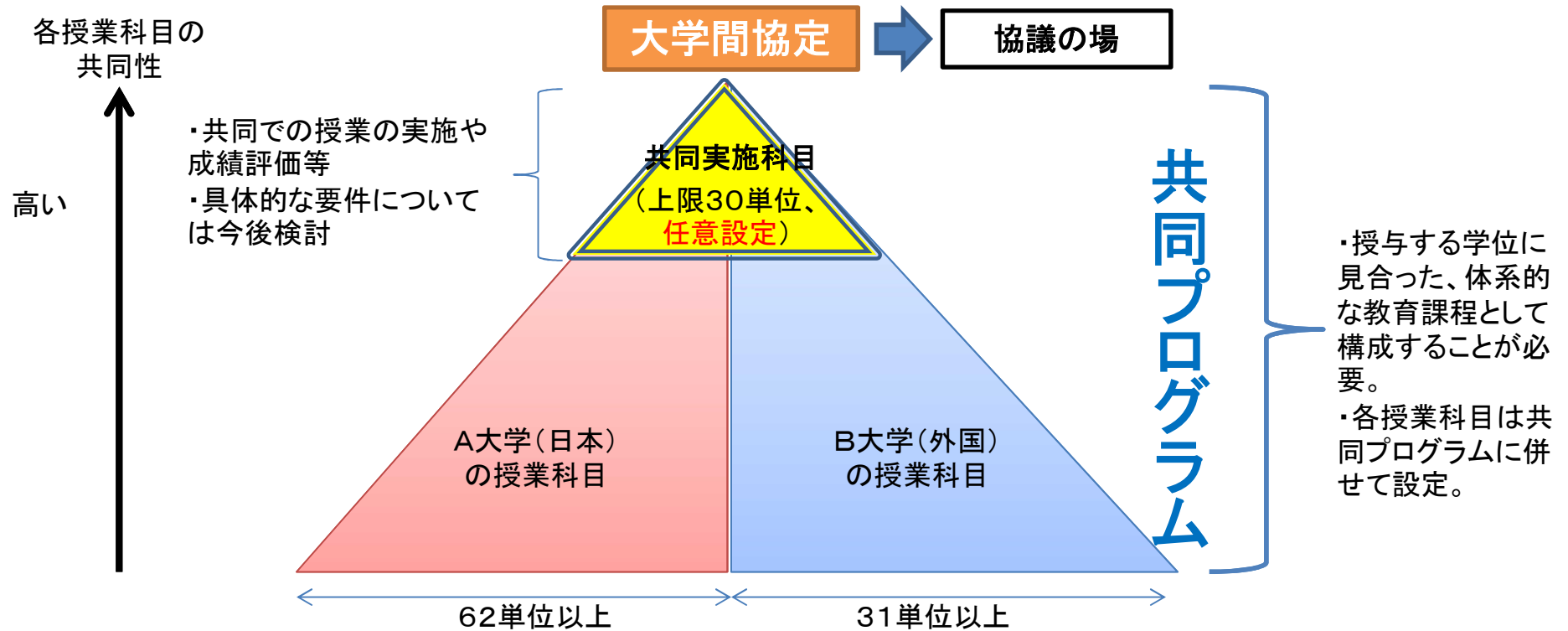
○ 外国大学が学位授与に加わる場合、**一定以上の単位**(例:学部31単位以上、大学院10単位以上)を修得することが必要。

○ 共同性の極めて高い授業科目については、「**共同実施科目**」として位置付け、日本の大学での修得単位又は外国大学での修得単位の**いずれかに位置付けることができるもの**とする(例:学部30単位、大学院10単位(上限))。

【研究指導・学位審査の共同性】

○ 研究指導については、**各構成大学に指導教員を設定**。学位審査についても、**各構成大学が審査に加わる**ことが必要。

プログラムの共同性②



○ 外国大学との共同プログラムは、教育プログラムの内容や運営に関して、**大学間協定**において規定するとともに、恒常的な**協議の場**を設ける。

○ 個別の授業科目については、従来の大学設置基準では、基本的には各大学が授業科目を持ち寄って構成されていくことが想定されており、共同性の高い授業科目については想定してこなかったが、ジョイント・ディグリーの趣旨に鑑みれば、授業科目自体を共同で行うような形態も想定されることから、「**共同実施科目**」として位置付ける。

学位の国際的通用性の確保

基本理念②

(ジョイント・ディグリーの国際的通用性)

- ◇ 授与される共同学位は、国際的に通用性のあるものであることが必須。そのため、**外国大学が当該国において適切な学位授与権を有していることが前提。**
- ◇ また、日本国内の学位授与要件を満たしているだけでなく、**相手国においても、学位授与要件を満たしていることが必要。**



【外国大学に関する要件】

- **当該国において適切な質保証**(設置認可、認証評価)を受けており、ジョイント・ディグリーと**同レベルの学位について、有効な学位授与権を有しており、かつ、学位授与の実績があること。**

※なお、当該国においても、ジョイント・ディグリーの授与が制度上認められていることが前提。

- また、必要に応じて、**大使館において当該事実が確認**できること。

【相手国における学位授与要件の充足】

- 我が国の大学が出す学位に対する国際的通用性・信頼性を確保するため、ジョイント・ディグリー・プログラムを修了した場合、日本国内の学位授与要件を満たすことはもちろん、**相手国においても、学位授与要件を満たしていることが必要。**

※例えば、我が国の学士課程では124単位の修得が卒業要件とされているが、仮に、140単位必要としている国とのJDプログラムの場合、140単位を修得することが必要となる。

組織体制の整備／質保証と活用できる制度設計の両立

基本理念③

(ジョイント・ディグリーを実施する組織体制)

◇ 外国大学との共同プログラムの実施に際しては、教育プログラムの運営や学生の研究指導・学位審査、在籍管理等について、**責任をもって管理・対応できる組織体制の整備が不可欠**。

基本理念④

(適切な質保証と活用できる制度設計の両立)

◇ 国及び認証評価機関においては、共同学位の国際的通用性の担保や学生の教育環境の確保の観点から、各大学における学位授与が適切に行われるようチェック(**設置認可、認証評価**)していくことが必要。

◇ 現在、各大学で構想されているジョイント・ディグリー制度が、既存プログラムをベースとしながら、外国大学のリソースを活用しながら、比較的少数の学生を対象として実施するプログラムであることを踏まえて、**設置認可の要件を弾力化**する。

◇ **大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に、ジョイント・ディグリー等に関する専門の審査組織**を設けるとともに、年間を通じた随時申請を認めるなど、**スピーディな設置認可手続**。

【設置認可】

○ 責任をもって教育プログラムを管理する組織について、最小限の要件を確認するとともに、「**大学間協定**」において必要な事項が適切に規定されているかを確認する。

○ JDプログラムは、既存プログラムをベースとして、その収容定員の一部(例:収容定員の2割以内)において、外国大学のリソースを活用して実施するプログラムであることから、**教育研究上支障がない限りにおいて、**

→独立した組織としての、**収容定員に基づいた専任教員数、校地校舎基準の充足は求めない**。

→ただし、プログラム管理の責任体制の確保や外国大学との協議による負荷等を考慮し、一定数の**専任教員の追加的配置**(例:収容定員40名に対し1名)を求める。(既に設置基準を超えて教員を配置している場合、追加配置は不要)

○ 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に、「**国際化特別審査会(仮称)**」を設置し、専門的に審議。

【認証評価】

○ ジョイント・ディグリー・プログラムについて、国内の教育課程と同様に認証評価を実施。

※具体的な運用方法については、今後検討。

大学間協定について

○ ジョイント・ディグリーの実施に際しては、大学間において、以下のような事項について事前にしっかりと協議しておくことは、特に、学生の教育環境を保護する観点から極めて重要。

○ そのため、告示において、大学間協定において規定しなければならない事項を明示し、**設置認可に際しては、この大学間協定が適切に締結されているかどうかを中心に**、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の専門の審査組織において審査を行う。

<告示で規定する事項(例)>

- ・教育課程の編成
 - ・研究指導体制、安定的・継続的な修学指導体制
 - ・学位審査、学位授与
 - ・学生募集・入学者選抜
 - ・学生の在籍管理
 - ・学生納付金、奨学金
 - ・教職員の身分
 - ・責任を負う組織の体制及び責任者
 - ・教育研究活動の評価
 - ・事務体制
 - ・定期的な協議の場の設置
 - ・年次報告書の策定、公表
- 等

○ さらに、大学間協定の内容についても、関係機関への提出・公表を義務づける。